

第五回國會議院水産委員會會議錄第三十号

昭和二十四年九月二十九日(木曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事 小高 嘉郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 玉置 信一君 理事 平井 義一君

理事 松田 鐵藏君 理事 林 好次君

理事 早川 崇君

川端 佳夫君 川村善八郎君

田口長治郎君 富永格五郎君

夏堀源三郎君

委員外の出席者

議員 遠藤 三郎君

水産廳長官 飯山 太平君

建設技官 米田 正文君

専門員 小安 正三君

専門員 齋藤 一郎君

本日の會議に付した事件

漁業法案

漁業法施行法案

静岡縣狩野川放水路に関する実情聴取

○石原委員長

これより會議を開きます。漁業法案の審議に入りますが、それに先だちまして静岡縣狩野川の治水問題につきまして、その放水路を漁業の最も重要な地点に選ばれておるといふことから、われわれ水産常任委員會へ実地調査の要請がありまして、委員は本月十日に現地視察をしたのであります。その結果漁業にとつて、殊に今回漁区を拡張されたところのまぐろ、かつを漁業には最も重大なる關係のあることを確認しましたので、現地においては静岡縣知事、關係縣會議員、地元關係者、並びに治水を計画するところの農山村の關係者にも面接をし、また實地も調査をしたのであります。その結果といたしまして、建設省河川局のこれに対する今日の調査の結果を一應説明を求めたいのであります。よつて米田治水課長の御説明を求めます。

○米田説明員 狩野川の治水計画につきまして、今日建設省として考えております点を概略御説明申し上げます。狩野川は御承知のように、沼津の町を流れております伊豆の大河川であります。昭和元年以來治水工事を実施いたして参つたのであります。すでに今日その半ば以上工事が進捗をいたしておる現状であります。最近日本の各河川は撥を一にしてその流量が非常な勢いで増加をいたして参つております。その原因はいろいろあると思ひますが、戦時中の水源地方の森林の濫伐、あるいは下流の河川の維持管理の十分でなかつた点、あるいはその他等の原因によりまして、最近非常に川の水量が増して來たのであります。なお水量が増すと同時に、出て來る時間というものが非常に早くなつて來たことは御承知の通りであります。最近十大河川について調べた結果を申し上げますと、大体的に戦前と戦後を比較しますと、川の水量といたしましては二割三分程度増えている現状であります。もちろん各川によりましてそれ／＼相違はありますけれども、平均いたしますとそんな程度に今日増加をいたしておるのであります。しかもそれが非常に早く出て参るといふようなこと、なおかつ上流の水源が非常に荒廢をいたしたために、土砂が非常に流れ出ており、そのために河床が上つておる。同じ水量が流れて参りまして洪水氾濫の危険が非常にあるところに、かてて加えて水の量が非常にふえて來るといふようなことで、全國の各河川について再検討をいたしまして、それ／＼対策を練つておるのであります。

狩野川に關しましては同様の傾向があるものであります。現在狩野川の水の流量といたしましては、一番大きいものをとりまして、三千五百立方メートルといふものが流れ得る断面を必要とするのであります。三千五百と申しますのは、一地点を一秒間に流れる水の量で表した数字であります。それが下流の計画の洪水量になつておるのであります。ところが御承知のように沼津の町の中が非常に狭くなつておるのであります。なおかつ昔よりも大分浅くなつて参つておるので、從來の計画ならば沼津の町の川幅を廣げ、その深さを深めることによつて改修するの

も一方法であります。これは今日計算をいたしてみても、非常な工費を要すること、なおかつ民家の移轉あるいはその他諸施設の移轉、改築等の工費が非常にかさみますので、これは適當でないといふので、昨年來御承知の通りの放水路案というのを研究いたして参つたのであります。最近ようやく測量等も終つたのであります。が、大体的な要点は長岡の温泉のすぐ下から山手に沿ひまして、口野で海に抜ける案であります。この放水路に一千立方メートルの水を流しまして、下流の流量を二千五百立方メートルにしようといふのがこの案の根本であります。従ひまして下流では二千五百立方メートルの水であれば、現在の沼津の市内はさほどの民家の移轉あるいは改築等もしないで済むといふので、この案を大體建設省案として持つておるのであります。ところが御承知のように昨年から今年にかけまして、この問題は漁業の問題、特にかつお漁業に影響するところが非常に大きいといふ問題が起きましたので、われわれの調査も一應ありましたけれども、これは地元の方に詳細に調査をしてもらふ必要があるといふことから、この漁業問題の補償その他に關しまして、縣で關係の方々を委員とする調査会をつくつていただくことになりまして、縣が中心になつて今日まで検討をいたして來たのであります。その結論等はすでに御承知のことだと存じますが、大體縣としましては、この狩野川治水の方策を四案にまとめましてその四案についての比較検討をいたしたのであります。第一案は、沼津の市内を金にかつてもいい、あるいはいろいろな故障はあるけれども、一應やるものとすれば幾らかかるかといふようなことを第一案にしまして、これは沼津市内

の狩野川を拡張するという案であります。第二案は、その上の方に黄瀬川といふのがありますが、その対岸からやはり放水路を掘つて出すという案を第二案とし、われわれが持つております建設省案を第三案、第四案を建設省案からさらに水路を延長しまして獅子浜にまで放水路を持つて行くといふ案を第四案にいたしております。

それらの四案についていろいろと比較検討しました結果、縣の調査会といたしましては、建設省案をもつて実施するといふことに意見の一致を見たといふ最近の通知が参つたのであります。われわれといたしましては、この案によつて進みたいと考えておるのであります。が、先ほどの漁業の問題に關しましては、これは相當な補償をしなければならぬまい、のみならずいろいろの施設もなければならぬまい、あるいはその被害を受ける漁業者の対策についても処置を講ずることが多々あるといふようなことで、それらの問題については、今後縣が全責任を持つてこの解決に當るといふところまで來ておるのであります。

來年度の予算の問題になります。が、まだその見当が明確ではありませんので、今日何とも申し上げられないのでございまして、もし予算が許すならば、この案で來年から着手いたしたいと考えております。そういたしました去年、おとしの、特に二十三年の洪水であります。あの程度の洪水が出ますと、三千七百町歩程度の浸

第一類第十二号 水産委員會會議錄第三十号 昭和二十四年九月二十九日

第一類第十二号 水産委員會會議錄第三十号 昭和二十四年九月二十九日

第一類第十二号 水産委員會會議錄第三十号 昭和二十四年九月二十九日

第一類第十二号 水産委員會會議錄第三十号 昭和二十四年九月二十九日

水があり、かつ三千戸程度の家が浸水を受けますので、この耕地の浸水による損害と、それから家屋の浸水による損害とを早く解決したいと考えておる次第であります。

○鈴木(善)委員 ただいま米田治水課長より狩野川の口野に於ける放水路の問題につきまして御説明があつたのでありますが、私も地元の漁民諸君の陳情によりまして現地調査をいたして参つたのでありますが、その際これが水産業に及ぼすところの影響につきまして二つ大きな問題があるものであります。一つは、内地におけるいわしの漁業として、非常に恵まれた環境にあるところのあの静浦湾一帯の好漁場が、この放水路の開設によりまして、数年ならずして壊滅の危機に瀕するのではないか。これは北上川その他の放水路による土砂の流出あるいは濁水の放出によりまして、湾内一帯の魚族、水産資源の壊滅した事例等にかんがみましても、まことに憂慮いたされる点であります。あの地方の漁民は、ほとんどいわし漁業によつてその生計を営んでおるのであります。関係漁民の死活的な問題である。これが第一点であります。

次の大きな問題は、さらに深刻な影響を持つのでありますが、あの一帯でとれるところのいわしは、大部分いけすによりまして、かつお漁業の生きえさに供給されるものであります。この近海におきまして、かつおの生きえさの供給地をいたしましては、静浦湾及び房州の館山湾を除いては好漁場がないのであります。特にかつお漁業の最も盛んな静岡県、神奈川縣等を地元には控えますところの、静浦湾のこの生

きえさの供給上における使命は非常に大きいのであります。このわが國の漁業の上において重要な地位を占めるところのかつお漁業が、静浦湾の生きえさの供給を絶たれます場合にどうなるか、この深刻な打撃というものは、はかり知れないものがあるものであります。今回マツカーサー総司令部の絶大な御好意によりまして、南方の優秀なるかつお、まぐろ漁場の操業海区を拡張していただいたのであります。が、関係漁民がこの恩典に対して、非常に欣喜雀躍し、今後の生産の増強に奮い立つております場合に、このよう

なかつお漁業の原動力であるところの生きえさの供給地が一方において壊滅するであろうような工事がここに行われるというごとは、まことに水産関係者の不可解に思うところであります。建設御当局は、技術的な面その他からいへば御調査されたのであらうと思ふのであります。このわが國の水産業に及ぼすところの深刻なる影響、特に輸出水産物の大きな使命を持つところのかつお、まぐろ漁業に決定的な打撃を與えるであろうところのこのような工事をなさうとするのであります。が、地元の静浦湾一帯の漁民はもちろんのこと、かつお、まぐろ漁業に與えるところの影響を十二分に御調査の上、御説明があらうとしたところの第三案を採用することを御決定になつたものであるかどうか、ただ地元の小さい一地区の問題としてこれを御検討になつたのではないかどうか、この点について米田課長の御答弁をお願いするものであります。

○米田説明員 この漁業問題に關しましては、建設省としては相当慎重に研究をいたしたのであります。もちろんこの工事にによりまして、静浦湾一帯の漁業が相当の影響を受けるであろうというごとは想像できますので、これが今日日本における漁業としていかなる地位を占めておるか、あるいはこれが他に解決の方法がないかどうかというようなことと、それからこの治水によつて國として受けるところの利益、いわゆる洪水被害の除去の効果の問題、これを勘案いたしまして、最後の決定をいたすべきだと考えておるのであります。もちろん漁業のみ、あるいは洪水被害の除去のみで解決をいたすべき問題でなく、國の総合効果の点から解決をいたすべき点だと私も信じておるのでございます。従いましてその結論に關しましては、まだ正式省議をもつて決定をいたしたという段階にまでは達しておりません。ようやく私の手元に、ごく最近静岡の知事といたしまして、調査会においての結論として、この漁業問題は別途処理をするからして、治水工事は促進をしてもいいという意見書が参つたのであります。近く省議においてその最後の決定をいたしたいと考えておるのであります。が、われ／＼といたしましては、万全にも万全を期する意味におきまして、なお足らざる点の資料等を収集いたしまして、最後の省議決定の資料にいたしたいと考えております。

を強ういたしたのであります。私も静岡縣知事の意見も徴して参つた次第であります。が、地元において関係者一同の同意を得たというようなことを建設省に申出られてゐるやに聞くのであります。が、私もその直接知事から承りましたところによりまして、まだ十分地元においても解決がされてない。特に犠牲性をいられるところの漁業関係者方面には何らの了解もついていない。これが事実であります。かつまた縣知事は、漁業関係に及ぼす被害はある程度考慮されるので、その代償として漁業者に対して港の修築あるいは道路の建設、できるだけのその犠牲に報いる他の措置を講ずるといふことを言うておるのであります。が、漁場が壊滅して何の港があるか、漁業者にとつて、漁業生産が上らずして何の道路の利用があるかといふことで、地元においても今深刻なる反対運動が展開されておるのであります。特に先ほど私が申し上げましたところのかつお、まぐろ漁業の根拠地を、静浦湾一帯の漁場を失つた場合にどこに求めるかといふ点に至りましては、何らの対策がない。もとより静岡縣一縣で対策を立てられないほど大きな問題でありまして、水産全般の大きな立場から見まして、場合に、毎年一億前後の耕地、家屋等の被害を除去するために、数億の沿岸一帯の漁利を失う。そのためにさらにかつお、まぐろ漁業に決定的な打撃を與えるという経済的な面からいたしまして、もつと漁業に影響のない方法を技術的にも政治的にも慎重に考究いたしまして、漁業に対する影響をできるだけ避けまして狩野川の治水事業が解決できますように、建設当局にさ

らに御善処を要請するものであります。特にこの問題は、私が先ほど申し上げましたように、全國のかつお、まぐろ漁業に及ぼす影響が深刻でありますので、單に静岡縣知事が地元民を納得させたというようになつては問題ではないのであります。ついでに建設省が省議御決定になります前には、水産廳當局に對しまして、漁業上に及ぼす影響の意見を十分に徴されまして、静岡縣だけでなく、政府全体としても、総合的な観点からもつと妥協的な結論を生み出されるようにお願いしたいと思ふのであります。が、水産廳當局と建設省御當局との間に、この問題についていかなる御連絡、御協議が今日までなされておるか、この点を水産廳長官並びに米田治水課長より御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

○飯山説明員 ただいま鈴木委員から狩野川治水問題に対する水産當局と建設當局の交渉いかんといふことをお聞きになつたのであります。この問題につきましては、水産當局としては、もとより数回にわたつて調査をいたしておるのであります。その調査の結果、ただいま鈴木委員から申された通りの事実を確認しておるのであります。従つて現在の設計の案はぜひともかえていただきたい。それでなければわれはここの問題の解決に協力するわけにいかない、こういう意思表示をいたしておるのであります。過般静岡縣の地元業者が陳情に参りました節にも、私もその方は係の者を同行させまして、建設當局にもその意を申し述べておるのであります。ただいま省議の決定も近くあるというようなお話をここで初めて伺つたのであります。が、その間遺

課長の御答弁によりまして、省議決定を前に控えて、両省間においてまだこの問題について折衝が行われていないということが初めてわかつたのでありますが、特にただいまの米田課長の御答弁では、いささか私どもの考えております重要なこの問題の本質に対する御理解が乏しいように思ふのであります。漁業関係と流域一帯の住民との調整は、総合的にこの問題を検討できる立場にあるという趣旨で、静岡縣知事におまかせしているということでもあります。なるほど地元の漁業者の立場によつてこゝむる影響と、流域一帯住民の被害の問題との総合勘案は、静岡縣の小さな視野で一應できると思ふのであります。私どもの最も重視

問をいたします。狩野川のかさ上げの工事が失敗であつた。そのためにかさ上げ工事が完成に近づくほど水の氾濫がふえて来た。それは河川へ耕地より流出する水路をふさいだために、せつかく長い間続けた工事が失敗したのであるという声を方々で聞くのであります。が、これに対する建設当局の御所見は、いかでありますか。また最初獅子ヶ浜付近に放水路を選んだ。ところがそれがまた口野という所に還元したことにつきましてわれ／＼が調査をいたしましたところが、漁業者がどこへ放水しても反対をするから一番工費の

は、かさ上げ工事が進むにつれて治水工事が失敗だつたという御趣旨であつたと思います。内容はよくわかりませんけれども、これはおそらく治水工事のうち、下流でだん／＼堤防の工事が進んで来た。堤防の工事のうちには水門等がありまして、支流関係の水、あるいは本流の堤内地の水を、水門によつて河川に放流するが、河川の水位の高いときには、水門を閉しておくために、その間は一部の地区の水は本川に流れ出ないという時間がある、そのために家屋あるいは耕地が浸水をするという現象が起る場所があるのであります。そういうことを指して言われておるのではないかと考えますが、そういう意味に解釈をして御説明を申し上げたいと思います。

一体河川の改修工事が全然ない場合、いわゆる原始河川の場合には、たとえば関東の地域で申し上げますると、利根川が全然堤防がなかったころ

て、三万町歩程度の浸水を受けたのでありますけれども、これは内務省が利根川の改修を始めまして以來、六十年間に一度もその例を見なかつたのであります。その原因に關しましては、われわれは別にその責任を逃げるわけはありませんけれども、ほとんど戦争中は川の手入れをまつたく顧みなかつたこと、あるいは水源が非常に荒廢をいたしたこと、それらもろゝの條件が重なりまして、あの不祥事を招來いたしたのであります。それ以外にはほとんど水害らしき水害を受けておらぬのであります。あの沿岸は最近大いなる水害をほとんど受けておらないのは皆さん御承知の通りであります。たが先ほどもお話がありました水門の地区の一部については、本川の水が高い間、何時間かは水門を閉じておくといふことになりますので、その内水はけが悪い時間はあるかと思ひます。

子浜の案と口野の案と両方があつて、どうせ両方とも反対があるのだから、同じ反対があるならば口野にした方がよからうという、口野にしてよいじゃないかということで、口野に決定をさされたというようなお話でありました。が、私はそういういきさつはまだ全然聞いておりません。單なるさような理

由で、私はこの口野に案が決定をいたしたとは必ずしも考えられないのであります。相当長い間にわたつて縣では研究をいたした案だと思ひます。で、おそろく確固たる理由があつて決定をいたした案だろうと私は存するのであります。それで私もそれらのことについての静岡縣としての詳細な内容、経過につきましては、今後聴取をいたしまして、その機会にあらためて御回答申し上げる方がよからうと思ひます。

○石原委員長 委員長よりもう一言質問をいたします。

第一の問題はよく調査をして、つまり獅子浜のところへ一旦建設省は選んだ。それをまた元の口野にかえたといふことについてのいきさつは十分御調査を願ひたいと思ひます。なおお狩野川の河川の堤防のかさ上げという問題を私は申し上げたのであります。が、今議長は堤防がなかつたらという言葉があつた。これははなはだしからぬことであつて、堤防がなかつたならば川はなはずなのであります。川があるから堤防があつて、その調節がうまく行かぬところがある、この工事をする重点なんでありまして。ところが、上げたために耕地より河川へ流出することに停滯を來したといふことをわれわれは聞いたのであります。また河床のうちに多数の耕作地があつて、これはむろん川洲でありまして、それが、そうしてその耕作はむしろ堤防の中の間隙よりよくできておるといふやうなことも諸所を見たのであつて、そういうことは排水をよくするゆゑんであるかどうかといふことを、しろうと目にも感じたのであります。そういう

ような点からこの狩野川の排水の工事の技術の問題について、われわれは疑いを存しておるのであります。はたして御説明のように行くかどうかといふことを非常に疑問を持つておるのであります。なおまた、この排水の性質としては、たとい沼津市に直接の被害が予想されるというやうなことで、これを河川の拡張や改修をやらないうことは間違つておる。たとい工費がよけいにかつても、技術の面からいつて、たとい沼津市のまん中をたちわつても、排水の工事は完全に市民の被害をこうむらないようにできるはずであるとわれわれは技術を信ずるのであります。そういう点からなお考慮の余地がありそうに思ふのであります。これらの点に対するお考えも承つておきたいのであります。なおこの静岡縣知事より漁村が納得をしたといふ申出があつたといふことでありまして、この申出の日時をこの際ひとつ承つておきたいのであります。

この耕地の損害と海の損害との問題についてであります。私らの聞いた範囲では陸の損害はおよそ一年に、水の氾濫、停滯の多いときには一億円の減収である、家屋の損害もまづ一億円の程度の損害である。こういうことを言われているのであります。これは責任のある人たちの説明のうちにも承つたのであります。はたして建設省はそれを認めておられるかどうかといふことをこの際承つておきたいのであります。海の損害は今ただちに数字では現わせないものであります。数字では現わせないものであります。平均三十万貫であります。このものが必ず大減収をきたすといふことは明らかであります。

このえさを失うためにかつおの漁獲が何億円になるかといふことは算定できないのであります。おそろく五億圓ないし十億圓の程度であらうかとわれわれは考へておるのであります。むろん日本の産業、経済の上から、建設省に対して工事をやるといふことに對する追究はこれは当然のことであつて、政府に対してこの輕重を見きわめてこの工事をどこにするか、またやるかやらぬかといふことをきめなければならぬと考へておるのであります。そういう点につきましてはただちに質問は申さないであります。が、陸の損害が一億圓程度であるかといふことに対して、そうお認めになつておるかおらぬかといふことをこの際承つておきたいのであります。それから知事より納得したといふ書面は何月何日出たかといふ二点であります。

○米田説明員 知事が現地で關係の代議士及び關係の縣會議員からなる懇談会で協議した結果、口野の放水試案に決定したから実施をしてもらいたたいという意見は九月の七日付で河川局長あてに参つておるのであります。この關係は実は現地においでになつたときにおそろくもはやお聞きになつたことであらうかと思つて、当然のことのように私にお話し申し上げましたが、まだ御承知なかつたやうで、実は私の想像が非常にはずれておつたことを感じております。日付は今申し上げた通りであります。なお被害の一億になるというのは、縣でこの調査を設けてその檢討をいたした資料の中に、一億三千万圓といふやうな数字が出ておるのを私まだ拜見をいたしたばかりであります。これがはたして確實かどうかとい

う点に關しましては、建設省としてはまだ確認をいたしておけません。さよう御了承願ひたいと思ひます。

○石原委員長 委員長より一言申し上げます。私らが現地へ行つたのは九月十日でありまして、そのときに知事會つたときの話では、いまだ漁業關係者の了解は得ていないといふことをわれわれの席ではつきり申されたのであります。その点はわれわれは現地に於いて承つて來たのであつて、その九月七日の知事より申し出たといふことと、われわれが直接聞くことに食い違ひがあるのであります。この点は後日調査をしたいと考へております。

なおこの際お諮りします。遠藤議員より特別発言を要求されております。問題は狩野川關係のことでありまして、この場合許したいと思ひます。が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 それでは遠藤君。

○遠藤三郎君 この際私は狩野川問題の地元の代議士として一言発言を許していただきますと思ひます。

狩野川の問題について、水産委員の各位が非常に御熱心にまじめにこの重大問題を御検討いただきまして、地元代議士として厚くお礼を申し上げる次第であります。

この際は二、三の点につきまして、建設省當局のはつきりしたお考えを伺つておきたい。これについては、今日この關係漁村はあげて反対をしております。これは数方の漁民の死活問題であります。この反対をするのは当然であります。この反対ある事実を建設省當局はお認めになるかどうか、この反対があつてもなおあえてこれを押

し切つても遂行する考へがあるかどうか、私は地元の關係者としてこの反対を押し切つて、關係漁村の漁民の納得なくしてこれを遂行することに對しては、絶対に反対であります。それにもかかわらず、建設省當局はこの反対をも押し切つてやるお考えであるかどうかといふことをまづお尋ねしておきたいと思ひます。

○米田説明員 ただいまの御質問は、地元の非常な反対があつても建設省はあくまで押し切つてやるのかという御質問であります。実は昨年來一部に非常な治水促進の聲があがりました。これは猛烈なる世論として、あるいは要望として聲があつたのであります。そこで早速いかなる方法でこれを取上げるといふこと、早速調査すべきであるといふことから、早速昨年來諸資料の収集、あるいは現地の測量等によつて調査をいたして來たのであります。その途中において水産業者の非常な反対の聲があることを聞きまして、これは今すぐにはわれわれのところでは、各般の諸情勢を調査し、その比較検討をする意味において、地元の縣においてやつてもらう方が適當ではないか、これは先ほどお話し申し上げましたやうに、総合計画の点から適當な研究をする必要がある。その適當な箇所としては、知事の責任において研究をしてもらつた方がよろうといふ趣旨で縣にお願ひをいたしましたのであります。そこでわれわれは、まず第一に縣としての考へ方を聞きたいのであります。その縣が治水も考へ、あるいは農業も考へ、あるいは水産も考へ、その他各般の事情を勘案いたしまして、出した結論を一應聞き

たいというのが、現在における建設省の望みであります。その結論が出まして、その結論の説明が最も簡明にわれわれが納得できればよし、もしその説明がなお不十分であれば、われわれとしては中央の問題として研究をいたしたいと考えておるのであります。治水事業を進めるために、地元の水産業者の反対をむりやり押し切つてやるという意思は持つておりません。これはどこまでも納得の形で、お互いがほんとうに納得をして、その上で仕事を進めたいのであります。いづれ漁業の問題にしろ、治水の問題にしろ、今日國として最も重要な問題であつて、これを両者に最も適当な方法で按配して解決すべきだ、こういうふうな考えであります。

○遠藤三郎君 ただいまの課長の説明によりまして、地元があくまで納得をするのでなければこの事業はやらないということをはつきり言明しておられますので、その点についてはまことにけつこうだと私は思います。ただこの際さらにもう一つ伺つておきたいのであります。狩野川の治水事業をやるかどうか、やるとすればどうしてやるかという問題について、縣に調査会ができました。この調査会には私自身も関係しておつたのであります。この調査会の結論が出たときに、國會の方の用事のために私は出席ができなかつたのであります。そのときに一應の結論が出たのでありますけれども、この調査会の性格は、漁民の意思を代表した者が一人も出ておらないのであります。縣會議員が出たり、あるいは代議士が出たりしておりますけれども、それは縣會議員として出てお

るのであつて、この問題について何らの委託も何も受けておらないのであります。それらの人たちが決定する権能は全然ないのであります。そういう者が集まつて、それはよからうというようになことできめたことが、ただちにこれは漁民が納得したのだというのは、まことにとてもない結論であるのであります。もしそれを漁民が納得したということでもつて、縣が建設省に申請をしてあるとすれば、非常な間違ひであります。その間違ひを建設省当局は認めるかどうか。その点をはつきり伺つておきたいのであります。漁民はあくまでも反対したのであります。が、ただ關係の狩野川治水を遂行しようという議員の諸君が集まつて、そうしたらよからうというふうな結論が出たことによつて、ただちに漁民がこれを納得したのだという、そこまで持つて行つておるといふ事実、その事実をお認めになるかどうか、その点をはつきりお聞きしておきたいのであります。

○米田説明員 知事から出て來ました意見書の趣旨は、先ほど申し上げましたように、關係代議士及び關係縣會議員からなる懇談会で協議を重ねた結果、一應この放水路案の実施を進めるように意見の一致を見た、こういう趣旨であります。そこで先ほどからちよいちよい問題になつております漁民の納得という問題に關しては、この書類の面には出ておりません。従ひまして、一應こういう懇談会において決定をいたしましたので、知事としてはその趣旨で促進を要望してしたので、引續き漁業關係者の納得を進めるといふ趣旨ではなからうかと私は想像いたしたのであり

ますが、いづれにいたしましても、この問題は先ほど申し上げましたように、漁業關係者の十分なる納得の上に私は実施をいたしたいと考えておりますので、問題が残れば、今後の納得が行くか行かぬかという問題について十分研究をいたしたいと思ひます。

○遠藤三郎君 ただいまの御答弁でよくわかりました。伺いますと、近く省議に諮つてきめるといふことであります。省議に諮る場合に河川局当局は、一應縣下はまともつておる、漁民も了承しておるといふことで省議にかけますか、それとも漁民はあくまで反対しておるといふことで省議にかけますか、その点をお伺ひいたしておきたいのであります。

○米田説明員 実は私ども資料が出て参りまして、今後十分この説明を聞くときに、先ほどから御意見がありましてので、その点については十分深く突込んで聞きたいと思つております。そこに問題がまだ残つておるといふことを十分承知いたしましたので、その点については皆様の御心配、御懸念にならぬ程度に審議をいたしたい。それでこの問題が審議未了で残れば省議にまて持つて参りません。われわれは省議に持つて行くときは、すべて問題がなくなつたときに持つて行くようにいたしておりますので、その前に十分な時間をとるつもりであります。

○遠藤三郎君 大河川局当局のお考えはよくわかりましたが、私はこの際一言私の意見を申し上げておきたいと思ふのであります。それはなるほど狩野川の治水問題は、あの地帯における重大な問題でありますけれども、縣当局のこれに対する扱い方というものが

きわめて片手落ちであります。水産の方の事情の調査についても、あるいは水産の方の事情の利害得失等についても、きわめて冷淡な扱いをしておるようには私は思ふのであります。治水事業を通せばよい、あとは水産の方に對しては、でき得る限りやるといふようなことを言つておられますけれども、でき得る限りやるといつたような茫漠とした対策によつて、漁民がこれを納得し得るやいなや、これは考えても明瞭なのであります。もう少し縣当局は、水産のことを考え、漁民のことを考えて、そうして十分意を盡して、しかる上に納得ができてからこの問題の処理に當るようには私はひたすら願ひするのであります。その点を建設省當局においても間違ひないようにお願ひしたい、こういうことだけをお願いしておきまして、私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○小高委員 政治は断じてゆがんでおつてはならない。正しき常識の上に立つた政治でなければならぬと思つてゐるのであります。私は先般狩野川及び静浦の事情をつぶさに实地踏査いたしました結果、私の頭に映じましたのは、実に地方の見方が、先ほど鈴木委員からも述べられました、視野の狭い観点に立つて事を処せんとするこの事實であります。米の値段をきめる場合には、生産者が適当な價格を要求することはもちろんであります。同時にまた消費者自体のことも考えて米の相場を決定するといふことが、ただいまの制度である以上、漁業者の唱えられるところの主張は、当然一つの計数を基調にしたもので、これは海を相手としたものでありますから、はつき

りした数字は出なくても、大体間違ひない計数に立つて、信念的な議論を進めてゐるのであります。これに對して、農民においてもたんぼを基調とする議論であるのであります。私ども第三者的に、片手びいきでない、公平な目で見たところ、これはやはり漁民を助けてやらなければいけない、こういう氣が非常に強つたいたのであります。かようなことを考えますとき、先ほど米田説明員は、これは地方の問題であるから靜岡縣當局にまかしてあるといふような言葉がありました。が、事すでに中央への陳情となり、われわれがこの席において審議する以上、断じて地方問題のみではございせん。全國の水産對農業の問題であり、それがまた全國の遠洋漁船に及ぼす影響等を考えますとき、水産を増強するならば食糧の解決のみでなく、魚肥というものが生れ、それがただちに農家に対する大なる福音ではないかということをお考えますと、水産と農業とは決して切り離すことができないのであります。さういふ観点に立つて、また漁業者があれだけの地方好漁場が荒されることを恐れてゐるとするならば、何を苦しんでこれを遂行せんとするか。このウェイトの問題をただしたいのであります。しかしながら先ほど米田説明員は、實情に沿つた解決をいたしたい、漁民の反対のあるうちはこれをきめない、また省議に提出する資料といふたさな。かようなはつきりした答弁を開いて、私も非常に快しとしてゐるのであります。願わくはその答弁が一介の答弁でなく、責任ある答弁として、今後さらにあの地の実情を御調査くださいますことを、希望意見とし



て強調いたしておく次第であります。

○鈴木(善)委員 私には先ほどもお話し申し上げましたように、この狩野川の放水路の問題は地方的な問題ではない。静岡縣一縣の問題ではない。わが國のかつて、まぐろ遠洋漁業、全般に影響する重大な問題であるという観点に立ちまして、この放水路の問題を技術的にも、あるいは経済の面からも、國全体の大局に立つて解決すべきであるという主張をいたすものであります。この治水工事については、静岡縣の地元の見解のみならず、政府の責任において、総合的な國家的立場から最後の決定をなすべきであることを、政府に対して本委員会の決議をもつて勧告されるよう提案するものであります。

○石原委員長 ただいまの鈴木委員の御発言の通りとはからうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 さようとりはからいます。

なお本問題は簡単に納まらないと思ひますので、局長、大臣等の出席を求めるところにさせまして、一應本日の実情は、治水課長よりよく局長並びに大臣へも傳達を求めるところにいたします。午前はこの程度にとどめます。午後は一時半より開会いたします。

午後零時三十二分休憩

午後二時八分開議

○石原委員長 午前に引続き会議を開きます。

漁業法案の審議に入ります。本案につきましては、本月十三日の委員会において申し合せました通り、委員各位

の御意見の発表をお願いいたします。御発表をお願いします。

○川村委員 私はたゞいま總統審議となつております漁業法案並びに漁業法施行法案の内容について、修正を加えなければならぬと思う重要な点の意見を申し述べてみたいと思ひます。

両法案は第五回國会に内閣提出、衆議院水産常任委員会に付託となつたのであります。当時委員会としては、政府当局の提案の理由並びに内容の説明等を受け、さらに各常任委員と政府当局との間に質疑應答がかわされたのであります。審議を十分盡し得なかつたので、結論を得ることができなかつたために、やむを得ず繼續審議として、休会中に各委員は日本海、太平洋、四國九州瀬戸内海、北海道の四班にわかれて、延日数百二十数日間各地において漁民代表と公聴會の形式で懇談會を開いて、漁民の意見を十分に聞いて参つたのであります。さらに九月五日より同月十三日まで八日間、連続的に委員会を開いて逐條の審議に入り、質疑應答がかわされたので、各地方ごとの漁民の意見並びに政府当局、ことに立案当局の意思も十分わかることができたのであります。しかしながら私はこの両法案は、審議が進むに従つて、複雑過ぎて漁民の意思に沿わない点や、行政的にも実行不可能な点等がたゞさんあり、かつまた漁業経営に困難等もあり、漁業の民主化の趣旨にも逆行するやうなところが多々あると思ひます。申すまでもなく、本法案の目的とするとところは、漁業生産に関する基本制度を定め、漁業者及び漁業従事者等を主体とする漁業調整機構の運用によつて、水

面を総合的に利用し、かつ漁業生産力を發展させ、あわせて漁業の民主化をはかるというところにあるのであります。すから、これには私としても賛意を表するものでありますけれども、全面的の内容については、いささか遺憾の点もありまして、賛意を表しがたいのであります。すなわち本目的を達成するには、かような破天荒的な漁業法を制定しなくとも、現行漁業法あるいは機構等に不備の点があるとするならば、今後の日本の沿岸漁業の制度並びに機構等に沿うようにその部分だけを改正し、さらに年月を経るに従つて沿岸漁業の変化もあることと思ひます。すから、徐々に改正して行きますれば、必ず近い將來におきまして、混乱することなく目的を達成することはできると確信を持つておるのであります。もちろん日本のあらゆる漁業は、戦時中及び終戦後二、三年の間は、生産が著しく減つたことも事実であります。これは漁業法が悪影響を及ぼしたのではなく、戦争の影響を受けて適当な船がなく、漁業従事者も不足になり、漁業資材及び食糧等の入手も極度に困難となり、かつまた漁業資金の融通も意のごとくならず、漁業等も適正でなかつたので、増産の隘路となつておつたので、何れも現行法の悪影響によつて減産したのではないのであります。今やこれらの隘路は年月を経るごとに打開されまして、戦前に近い数字に増産されつつあり、いま一歩資金の融通と資材面の諸問題等の解決を國家が講ずれば、今年中には戦前の数字を上まはれることは疑いないのであります。さういふ今回復合軍總司令部の御好意によつて漁区が拡張され、

ます／＼その意を強くすることができたのであります。ただこの場合漁業の民主化について、現行漁業法で不備の点があるとするならば、農地法のごとく、漁業法も眞に働く漁民、すなわちみづから漁業を経営する者に漁業権を與えるようにして、休業漁業権とか、不在地的存在の賃貸漁業権等を國家が買い上げて、眞の漁民に再配分するように、現行法の改正も機構の改革をすれば、多額の國家補償を要せず、また漁民に多額の負担をかける、いたずらに混乱することなく民主的に漁業権の再配分もできるので、漁民も喜ぶ、また増産もできることとなり、従つてその目的を達成することに相なるのであります。それを今審議されておる漁業法案は、漁業権は百七十億円の國家補償で全部買い上げ、漁民に再配分するために、補償金のほか行政費、調整費等を合せて三百十億を漁民に負担させるということになつておるのであります。現下の國家財政上からも、漁民の経済力からも、負担の過重に苦しませる法律は決してよい漁業法であるとは申しかねるのであります。しかしながら私ら委員会といたしましては、提案された以上十分にこれを審議し、意に沿わない点がありまするならば、これを修正し、よい漁業法としなければならぬ責任を與えられおると同時に、義務をも負わなければならぬと思ひます。申すから、以下修正したいという点を述べまして意見としたいのであります。

第一に、漁業者と漁業従事者の定義についてであります。第二條第二項には、漁業者と、漁業従事者の定義は明らかにされておるようであります。けれども、これらは漁業法案にある漁業権の免許及び許可等に重大な關係のあるものであります。いささか漁業権は眞に働く漁民に與えるべきであるという原則論からすれば、一時的の副業に漁業を経営しておる者や、臨時的に一、二箇月日雇人同様の従事者は眞の漁民とは言われないのであります。従つて二者とも本業とする者と修正しなければならぬと思ひます。

第二には漁業権の定義についてであります。第六條に定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権等の定義を規定してありますが、いささか本漁業法案の漁業権の定義としては不備な点があるのであります。まず定置漁業権について申し上げます。〔定置漁業〕とは、漁具を定置して営む漁業であつて左に掲げるものをいふ。として「身網の設置される場所の最深部が最高潮時に於いて水深十五メートル以上であるもの」と規定し、北海道の一部の漁業に除外例を設けてありますが、これらは地方の特殊事情を考慮に入れておるやうであるが、入れておらない一つの例であります。北海道にも海の遠浅の所では、沖出し二十メートル以上で達してもまだ水深が十五メートル以下で、しかも有望な定置漁業の漁場となる地方はたゞさんあるのであります。い

わんや全國的に見た場合においては、かような地方は相当あると思ひます。地方の特殊の事情を十分考慮に入れて、水深と沖出しとを勘案制定すべきであり、また現行法では落し網類漁業であるとか、白網漁業とか、定置漁業の名称を漁民にわかりやすくしておるものであります。少くとも本法案にも、例を申し上げますと定置漁業とは

ども、これらは漁業法案にある漁業権の免許及び許可等に重大な關係のあるものであります。いささか漁業権は眞に働く漁民に與えるべきであるという原則論からすれば、一時的の副業に漁業を経営しておる者や、臨時的に一、二箇月日雇人同様の従事者は眞の漁民とは言われないのであります。従つて二者とも本業とする者と修正しなければならぬと思ひます。

漁具を定置して営む何々類漁業にして、沖出し間数何百メートル、水深何メートル以上であるものというように規定すべきであると思うのであります。また共同漁業権にいたしましても第五種まであるのでありますから、定置漁業以外の漁業をできる限り地方の実情に即し、浮魚を漁獲できるように漁業種類を織り込むべきであり、また区画漁業についても同様でありまして、どこまでも地方の実情に即するようにしなければならぬと思うのであります。これらの点については、具体的には小委員会等にて十分意見を申し述べたいと思つております。

第三には免許の内容の事前決定のことについてであります。第十一條に「都道府県知事は、漁業の免許に就いて、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業の種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、申請期間並びに共同漁業権についてはその関係地区をあらかじめ定めなければならない。」ことになつておるが、今かりに本年中にこの漁業法が制定されまして、あと二年間のうちに漁業権が全部事前決定事項を制定することはとうていでき得るものではないのであります。従つて従来行つて来た漁業の内容に漁業調整上著しく不利不便があるところがあるならば、その点だけを必要に應じて事前決定あるいは条件を付す程度にとどめておくべきで、それは実情に即することになると思うのであります。

第四には漁業権の免許の適格性のことについてであります。第十四條には「定置漁業又は区画漁業の免許については適格性を有する者は、左の各号のい

ずれにも該当しない者とする。」とし

て、「一 漁業に関する法令の悪質違反者であること。二 労働に関する法令の悪質違反者であること。三 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。四 前三号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上その申請に係る漁業の経営を支配するに至る虞があること。以上四号を前提として第二項より第九項までに区画漁業及び共同漁業の免許の適格性を有する者を表わしておるが、定置漁業の適格性については、前四号の該当事でなければ何人でも適格性を有することになつておるので、はなはだ徹底を欠いておるのであります。ただ第十五條、第十六條の優先順位の規定の中に、適格性とみなされる者を表わしておるもので、定置漁業の免許の適格性に関する限り眞の働く漁民といえども不安はないと言われぬのであります。また区画漁業及び共同漁業免許の適格性についても、あまり複雑過ぎて、かつあまりにも実情から遠ざかつており、かつ漁民は非常に解釈に苦しむ点や実行不可能と思われる点もたくさんあるものでありますから、簡単にしてその要をつくうにしなければならぬと思うのであります。従つて免許の適格性については左の要領によるように修正すべきであると思うのであります。定置漁業の免許の適格性を有する者は、まずから漁業を営む漁業者または漁業従事者及び漁業協同組合または同連合会、漁業生産組合及びその他の漁業法人であつて左の各号のいずれにも該当しない者とする。一 漁業に関

する法令の悪質違反者であること。二 漁業労働に関する法令の悪質違反者であること。前三号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上その申請にかかる漁業経営を支配するに至るおそれがあることとすべきであると思うのであります。また区画漁業権は、眞珠養殖及び河川等の特殊な漁業を除き、また共同漁業権等についても漁業協同組合に重点を置いて、その地区の組合員の三分の二以上が参加しておる漁業協同組合または漁民であつて、従来同種の漁業を自営して来た者または海区調整委員会の意見を聞いて都道府県知事が定めたとする方が、混乱もなく民主的であると思うと同時に、これが地方の実情に即するように思うのであります。

第五には漁業の免許または許可の優先順位についてであります。第十六條には定置漁業の優先順位を十六項にわたつて規定し、第十七條、第十八條には区画漁業の優先順位を十項にわたつて規定してあり、第十九條には眞珠養殖業を五項にわたつて優先順位を規定し、第二十條には共同漁業権の優先順位を規定してあるものであります。が、これらはいずれも優先順位の規定とせず、漁業の免許または許可する場合の漁業調整委員会または都道府県知事の勘案事項として、地方の実情に即し、機動性を持たせるとともに、民主的と免許または許可できるように措置に修正すべきであると思うのであります。

第六には、漁業権の存続期間についてであります。第二十一條に「漁業権の存続期間は、免許の日から起算し、

て、定置漁業権又は区画漁業権にあつては五年、共同漁業権にあつては十年とする。」と規定されておりますが、

漁業の特殊性から前者は十箇年、後者は二十箇年とし、いずれも更新または延長を認めるように修正すべきであると思うのであります。このことについては、各地の漁民代表からも同様の意見は相当に強かつたことをつけ加えておきます。

第七に、相続により取得したる定置漁業及び区画漁業権についてであります。第二十八條に、相続によつて定置漁業権及び区画漁業権を取得した者は、二箇月以内に都道府県知事に届け出、都道府県知事は海区調整委員会の意見を聞いて適格性を有する者でないと認めるときは、一定期間内に譲渡しなければ取消す旨の通知をすることになつておるが、これは漁業経営者にとつては非常に不安であり、かつその家庭生活を奪うおそれがあると思ひますから、その漁業の経営の支配者が適格者であつた場合は、申請により相当期間経営の継続を認むべきであると思うのであります。

第八には、指定遠洋漁業の許可についてであります。第五十二條から第六十四條まで遠洋漁業の許可その他を規定しておりますが、いずれも定置、区画、共同漁業等とは違つて特権を認めておるようであるが、日本の遠洋漁業の将来の発展のためには、あまりにも強い特権を與えるということは、決して思ひにくいことではないのであるから、適當なる修正を加へべきであると思ひます。右については小委員会等において具体的に修正する点を

申し上げることにいたしたいと思ひます。

第九には、漁業の免許料、許可料並びに漁業権の補償料についてであります。第七十五條に沿岸漁業の免許及び許可を受けた者は、命令の定めるところにより、毎年政府に免許料または許可料を納めなければならない以下四項にわたつて規定してありますが、私は免許料、許可料は実費以外には原則的には納めさせることは反対であります。しかも漁業行政費及び調整費等を國家負担とせず、免許料、許可料等に加算し漁民に加重負担をさせるということは、無謀もはなはだしいのであります。この法案が私の考へておる通りに修正できるとするならば、さきにも申し上げた通り休業漁業権、貸貸漁業権、不當に集中しておる漁業権を國家は補償して買収し、これらを漁民に再配分して、漁業権に対してのみ実費だけ免許料、許可料に織り込んで納めさせればよいのであるが、これとても漁民の負担を軽減しようとするれば、國家が定めた適當な補償を、適當なる年度内に漁業者から漁業権者に直接に支拂わせるようにしなければいけませんので、休業漁業権であつて行政的措置を怠つて取消ししなかつた漁業権の補償料までも漁民の負担にすることは不賛成でありますから、これは必要に應じて取消して、漁民の負担を軽減すべきものであると思ひます。かようにしてでき得るだけ國家補償も行政費も調整費も節減し、また漁民の負担も軽減して、眞に漁民の喜ぶ漁業法として所期の目的を達成させたいと考えておるので、左の方法によるように修正した

いと思うのであります。

一、現在その地元漁業会所有の専用漁業権、区画漁業権、定置漁業権及びその他の漁業権にして、その地元の漁業協同組合に免許及び許可でき得る漁業権は國家補償もしないと同時に、免許料、許可料も納めさせないようすること。

二、現在漁業権を所有し、みずから漁業を営んでおる漁民または漁業法人等にして、不當集中しておる漁業権を除き、國家補償をして買収しないと同時に、免許料、許可料を納めさせないこと。

三、現在賃貸しておる漁業権及び不當集中しておる漁業権、休業漁業権等を國家補償にし買収して漁民に再配分すること。

四、補償金額の決定は本法の基準年度によらず、財産税制定によるもの及び現在及び將來の漁業経営の実体に即する程度を勘案して決定すること。

五、補償料を免許料、許可料として納めさせる場合は、漁獲高のパーセントによらず、補償金額を年次に割当て納めさせること。但し凶漁または災害等にて損害をこうむつた場合は延納及び減免を認むること。

その他細部にわたることの修正意見もあるのですが、大体においてかような修正でできますれば、國家補償は大体三、四十億程度となる見込みであり、漁民の負担も非常に軽減され、また漁業法の実施も容易となると思ふのであります。

第十には、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び中央漁業審議会等についてであります。本漁業法

案中の漁業の免許及び許可並びに漁業調整に關しては、最も重要な役割と最も重大な責任を持つものはこの三調整機関であり、かつこの機関の委員であります。従つて第八十二條から第一百九條まですべて詳細に規定してありますが、これもあまりに複雑過ぎて、かえつて実行不可能に陥るおそれもあり、あまり深入りすれば行政廳や行政官のやることまでにも行過ぎになるおそれなしとは考えられないので、非常に混乱することもあると思ふのでありますが、時間の關係上内容を指摘することを差控え、左の通りに修正したいと思ひます。

一、海区調整委員会は都道府縣の實情に即し、地區的に漁業狀態及び海域等を勘案して置くようにすること。

二、地区連合会は必要に應じ適當に置くようにすること。

三、都道府縣には必ず都道府縣漁業調整委員会を置くことにすること。

四、瀬戸内海は別途これを考慮し、海区調整委員会及び同連合会のはか全海域關係の漁業調整委員会を置く必要があること。

五、中央漁業審議会の設置は原案通り。

六、海区調整委員会の委員の選任は、都道府縣各地方の實情により重要かつ漁業調整上必要な漁業から種別ごとに必要数の委員を選任するように定め、漁民の選挙する人数を十人とせず、委員数は地方にまかせること。公益代表及び学識経験者たる委員を必要とする場合は都道府縣知事の推薦したる者を漁民が選挙するようにする。

七、海区調整委員会及び都道府縣漁業

調整委員会の委員は、海区調整委員会の互選によること。公益代表及び学識経験者たる委員は六に準ずること。

八、中央漁業審議会の委員は、都道府縣漁業調整委員会の委員中より主務大臣が國會の承認を得て任命すること。

九、前三項の委員と都道府縣議員並びに國會議員の兼職はできること。但しこの場合はおの／＼の議會の承認を得なければならぬことにすること。

第十には内水面河川及び湖沼に關する漁業権のことについてであります。この問題については、各地方の懇談会並びに昨日各縣の代表者の意見等も十分聞いたのであります。地方的によりはど事情は異なつた点もあると思ふのであります。従つて今後十分調査研究して、地方の實情に即するように法案の修正をなし、地方の漁民は申すに及ばず、地方民もともに安心して生活のできるようにしたいと思ふのであります。

以上は大體において私の本案に対するおもなる点を修正したいという意見であります。なお詳細にわたつての修正点もありますが、後日小委員会並びに常任委員会等において十分意見を申し述べて、その意を盡したいと思ふのであります。

○石原委員長 他に御発言はありますか。――御発言もないようでありますから、この法案の取扱ひにつきましてお諮りをしたのであります。だんだんにちも追つて参りましたから、これを開會中に設けました漁業権に關する小委員会を繼續して設置し、小委

員會において十分慎重に御審議を願うことにしたならばいかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議ないようであります。そうして他の委員諸君も隨時小委員会の開會のときに、十分御意見を述べ願うことにしたらいかがでございますでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議ないようであります。大體ただいま申し述べたように決定をいたします。

つきましては小委員会でありまして、おおよそいつよりいつまでにまとめるという大體の方針をきめたいと思ひます。御承知のように國會の開會も十月二十五日と公表されておりますが、この案は相當修正を要するようでありまして、従つてなるべく早目に案をまとめて、國會対策としての用意がいたしと思ひますので、この点をお諮りいたします。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○石原委員長 速記を始めてください。それでは漁業権に關する小委員会に移すことに決定をいたしました。その小委員会の開會の日時、方法並びに國會開會にあつての公聴会の開催等のことは、小委員長並びに委員長、本委員会の理事等に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 ではただいま申す通りに決定をいたします。

本日はこれをもつて散會いたします。

午後二時四十九分散會